	⑵　変更の許可の申請又は届出の場合	1の⑴（注2）、⑵（注2）、⑶（注2）、⑷（注2）、⑸（注2）、⑹（注2）、⑺（注2）、⑻（注2）、⑼（注2）、⑽（注2）、⑿（注2）、⒀（注2）、⒁（注2）、⒂（注2）、⒃（注2）、⒄（注2）、⒅（注2）及び（注4）並びに⒆（注2）及び（注5）、2（注2）、3、4、5、6（注3）、7（注3）、8（注3）、10並びに11	備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。

［4～10　略］

11　1の⑹の欄は、高周波発生装置の筐（きょう）体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

［略］

［12・13　略］

14　1の⑿の欄は、送信装置又は高周波発生装置の筐体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

［略］

［15～32　略］

第3　添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）

高周波利用設備申請書届書（注1）の添付書類（　　設備分）（注2）　※整理番号

	（設備の別）	⑴　使用周波数	⑵　製造者名	⑶　型式又は名称	⑷　製造番号

	⑸　設備の区分	⑹　電力線への伝導妨害波の電流	⑺　電力線への伝導妨害波の電圧
	□　施行規則第44条第2項第2号の⑴に規定する設備		

	⑵　［同左］	1の⑴（注2），⑵（注2），⑶（注2），⑷（注2），⑸（注2），⑹（注2），⑺（注2），⑻（注2），⑼（注2），⑽（注2），⑿（注2），⒀（注2），⒁（注2），⒂（注2），⒃（注2），⒄（注2），⒅（注2）及び⒆（注2），2（注2），3，4，5，6（注3），7（注3），8（注3），10並びに11	

［4～10　同左］

11　1の⑹の欄は、高周波発生装置のきよう体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

［同左］

［12・13　同左］

14　1の⑿の欄は、送信装置又は高周波発生装置のきよう体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

［同左］

［15～32　同左］

第3　［同左］

高周波利用設備申請書届書（注1）の添付書類（　　設備分）（注2）　※整理番号

	（設備の別）	⑴　使用周波数	⑵　製造者名	⑶　型式又は名称	⑷　製造番号

	⑸　設備の区分	⑹　電力線への伝導妨害波の電流	⑺　電力線への伝導妨害波の電圧
1			